

社会福祉法人 葛城会 役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葛城会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任解任委員（以下「委員」という）の報酬等について定めるものとする。

(理事報酬及び監事報酬)

第2条 理事が理事会及び評議員会への出席以外に、法人の運営管理のために勤務した場合は、理事報酬及び交通費として通勤手当に準じた実費額（交通機関利用の場合、上限額は50,000円）を支給するものとし、報酬額は別表1に定める額とする。

2 監事が法人及び施設の運営管理状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、監事報酬を支給するものとし、報酬額は別表2に定める額とする。

(出席報酬)

第3条 役員（理事及び監事）及び評議員が理事会及び評議員会に出席したとき、及び委員が評議員選任解任委員会（以下「委員会」という）に出席したときは、出席報酬を支給するものとし、報酬額は別表3に定める額とする。

(支給日)

第4条 理事報酬及び交通費は、勤務日数に応じた額を毎月25日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支給する。

2 監事報酬は、監事が法人及び施設の運営管理状況の指導又は監査の業務にあたった当日に支給する。

3 理事会、評議員会及び委員会への出席報酬は、理事会、評議員会及び委員会の開催日に支給する。

(出張旅費等の弁償)

第5条 役員（理事及び監事）、評議員及び委員が、理事長の命を受けて、法人の業務のため旅行したときは、職員に準じて旅費規程に規定する費用を弁償する。

(適用除外)

第6条 当法人が運営する施設及び事業所の常勤職員を兼務する役員、評議員及び委員には、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決を経てから改正する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
平成15年7月1日から改正施行する。
平成16年12月1日から改正施行する。
平成25年12月1日から改正施行する。
平成26年5月22日から改正施行する。
平成30年6月20日から改正施行する。
令和2年4月1日から改正施行する。

【別表 1】

理事報酬（法人の運営管理のために勤務する理事長）

役 職	報 酬 額	年間総額（上限）	上限額の算定根拠
理 事	日額 15,000 円	3,900,000 円以内	15,000 円×週 5 日×52 週

【別表 2】

監事報酬（法人及び施設の運営管理状況の指導又は監査の業務）

役 職	報 酬 額	年間総額（上限）	上限額の算定根拠
監 事	日額 13,000 円	78,000 円以内	13,000 円×年 3 日×2 名

【別表 3】

出席報酬（理事会、評議員会、評議員選任解任委員会）

役 職	報 酬 額	年間総額（上限）	上限額の算定根拠
理 事	1 回 13,000 円	600,000 円以内	13,000 円×年 7 回×6 名
監 事	1 回 13,000 円	200,000 円以内	13,000 円×年 7 回×2 名
評議員	1 回 13,000 円	300,000 円以内	13,000 円×年 3 回×7 名
評議員選任解任委員	1 回 13,000 円	— — —	— — —